

令和 2 年 2 月 26 日

各所属長 様

教育長

新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会
の取組方針について（通知）

このことについて、別紙（参考）のとおり、令和 2 年 2 月 18 日付けでくらし安全
防災局長、総務局長、健康医療局長から「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止
の取組方針」について通知がありました。

そこで、県教育委員会における取組方針について、当面の間、（別紙 1）のとおりと
することとし、新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止を図ってまいりま
すので、所管業務の実施に当たり、適切な対応をお願いします。

なお、この通知は、現時点での当面の取組方針であり、今後の状況の変化により、
方針を変更する場合があります、その場合は別途通知しますので、御留意ください。

不明な点がある場合は、それぞれ問合せ先まで御連絡ください。

（別紙 1）新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る教育委員会の
取組方針

（参 考）令和 2 年 2 月 18 日付けくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長
「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（通知）」

問合せ先

通知及び「別紙（参考）」に関すること

総務室総務グループ 名取、中村 電話 045-210-8020

「別紙 1」の 1 に関すること

（高等学校及び中等教育学校における行事等について）

高校教育課教育課程指導グループ 松澤、小野 電話 045-210-8265

（特別支援学校における行事等について）

特別支援教育課教育指導グループ 立花、荒井 電話 045-210-8276

（社会教育施設における行事等について）

生涯学習課調整グループ 清水、持丸 電話 045-210-8337

「別紙 1」の 2（1）に関すること

（事務職員について）

総務室人事グループ 伊大知、岡田 電話 045-210-8034

（教育職員について）

教職員企画課企画労務グループ 野谷 電話 045-210-8138

「別紙 1」の 2（2）に関すること

厚生課健康福利グループ 秋山、岡林 電話 045-210-8170

新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針

(令和2年2月26日時点)

令和2年2月18日付けでくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長から「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」(以下「県の取組方針」という。)について通知があったことを踏まえ、県教育委員会としては、幼児・児童・生徒(以下「児童・生徒等」という。)の安全、安心を確保するという観点から判断し、当面の間、まん延防止に向けて次の方針で取り組むこととする。

1 県教育委員会としての基本的な考え方

(1) 学校が行う児童・生徒等が参加する行事等

- ア 不要不急の行事等については原則、延期する。
- イ 延期が不可能な場合は中止または代替手段へ切り替える。
- ウ 不要不急の行事等ではなく、指導上の観点から延期や中止、代替手段への切り替えが不可能な場合については、規模の縮小等を検討する。

(2) 社会教育施設が行う行事等

- ア 「県の取組方針」どおりに対応する。
- イ ただし、行事等の対象が児童・生徒等の場合は、上記(1)のア、イによる。

※教育委員会主催事業は上記に準ずる。

<検討の手順>

現在予定されている行事等については、以下の手順で検討する。

- ① 延期、中止、代替手段への切り替えが可能か。
- ② 延期、中止、代替手段への切り替えができない場合、規模の縮小、時間の短縮が可能か。
- ③ 実施する場合は、職員は原則マスク着用の上で対応することとし、参加者には「手洗い、うがい、マスク」などの感染防止の取組を徹底させた上で実施する。

※ 児童・生徒等を対象とする行事等は、児童・生徒等へ感染が及ばないようにすることを最優先に検討する。

※ 関係団体等と共催の場合は、共催団体と丁寧に調整の上、上記の考え方に準じて対応する。実施する場合は、上記③の感染防止を徹底する。

※ いずれの場合も、対応の判断が難しい場合は、教育局の所管課に相談する。

○ 「県の取組方針」(抜粋)

多数の参加が見込まれ、人が密集した状態で長時間を過ごす場合には、感染の拡大につながる可能性がある。

不要不急のイベント等については、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討する。

試験や講習会など、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応することとし、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させた上で実施する。

【教育委員会・学校主催の行事等の実施に当たっての考え方】

行事の分類	行事等の例	実施に当たっての考え方
自校の児童・生徒等を対象として校内で開催	(通常の教育活動) ・学習成果発表会、合唱コンクール、球技大会、講演会 ・終業式、始業式、学年集会	「校長判断」による 必要性を十分に検討の上判断し、実施する場合には、より広い会場への変更、時間短縮、放送への切替などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
自校の児童・生徒等を対象として校外で開催	・研修旅行、修学旅行、遠足、合宿(国内) (遠方の場合、新幹線や航空機を利用するため、不特定多数の方と接触する可能性あり)	原則「延期」とする 必要性を十分に検討の上判断し実施する場合には、期間の短縮、期日や移動手段、行先の変更などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
	・姉妹校交流(海外) (渡航先により感染状況は異なる。空港、航空機を利用するため、不特定多数の方と長時間接触する可能性あり)	「延期」とする
自校の児童・生徒等、保護者を対象として校内外で開催	・合唱コンクール ・部活動の発表会	原則「延期」とする 実施する場合には、より広い会場への変更、時間短縮、参加生徒の人数を制限するなどの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
自校及び他校の児童・生徒等を対象として校内外で開催	・学習成果発表会 ・部活動の練習試合	原則「延期」とする 実施する場合には、より広い会場への変更、時間短縮、参加生徒の人数を制限するなどの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる
自校の児童・生徒等、入学予定者、保護者を対象として校内外で開催	・卒業式 ・入学式	現時点では規模を縮小しての「実施」とする 出席者は児童・生徒等に限ることとするほか、時間短縮、在校生の参加人数の制限などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる ※特別支援学校については、卒業生の保護者の出席は可とする
	・合格発表	時間短縮しての「実施」とする 全日制においては、合否結果通知書等の交付窓口の数を増やし時間短縮を図るため全職員体制で対応することとした上で、感染防止の措置を講じる 在校生の授業は午後実施とする
	・入学手続き	時間短縮しての「実施」とする 手続きに要する時間の短縮を図るため、入学手続き日は複数日設定することとした上で、感染防止の措置を講じる

	・入学予定者説明会	現時点では規模を縮小しての「実施」若しくは「延期」とする 時間短縮などの工夫をする 感染防止の措置を講じる
複数の学校の生徒を対象として校外で開催（教育委員会主催）	・探究的学習発表会 各地区で開催、各学校数名参加 ・かながわ探究フォーラム 県立、市立、私立の高校、東京都内の高校（主にSSH校）の代表生徒が発表	「延期」とする

【関係団体主催の行事等の実施に当たっての考え方】

行事の分類	行事等の例	実施に当たっての考え方
複数の学校の生徒を対象として校外で開催（高体連・高文連主催）	・各種大会、強化練習会	教育委員会の考え方に基づき高体連・高文連と教育委員会が協議する
P T Aが開催	・ P T A総会	P T Aと学校が協議する

※ 学校が実施する行事等について、検討の結果、実施が避けられないと判断したものについては、参加者へのマスク着用の奨励、こまめな換気の実施、会場入口へのアルコール消毒液の設置など、学校として実施できる感染防止措置を徹底した上で実施する。

【授業の実施に当たっての考え方】

- ① 授業の実施に当たっては、まん延防止の観点から、始業時間を繰り下げることによる時差通学を検討し、可能な限り実施する。なお、特別支援学校においては、スクールバスによる通学の状況を踏まえて検討する。
- ② 特別支援学校においては、スクールバスによる通学時や給食、寄宿舎の生活など、様々な学校の教育活動において、学級以外の児童・生徒等が接触する機会があり、日常の学校生活の他の機会と同様に、まん延防止に向けた対応が必要である。

2 職員の勤務等

(1) 出勤

業務に支障がない範囲で、以下の制度の利用を柔軟に検討する。

・拡大時差出勤

ただし、県立学校職員のうち、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項ただし書きに規定する職員及び勤務時間が当該校の通常の勤務時間と同一ではない職員は、対象から除く。

※ 児童・生徒等の時差通学を実施する場合、職員の基本的な勤務時間をその時間に対応させることとする。

- ・テレワーク（在宅勤務・サテライトオフィス）

ただし、県立学校職員のうち、教育職員、学校司書、栄養職員、船舶職員、技能職員、条件付採用期間中の職員及び任用期間の定めのある職員（再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。）は、対象から除く。

- ※ 厚生労働省の相談・受診の目安に基づき発熱等の風邪症状が見られるなど出勤を控えるべき職員や、濃厚接触者又はそれが疑われる職員等で業務の遂行に支障がないと認められる場合であって、所属長が指定する職員については、在宅勤務実施要領（第3次トライアル）第4条に定める登録手続及び第8条第2項に定める実施回数に関わらず、テレワーク（在宅勤務）を利用することができることとする。

（2）適切な相談・受診の目安

所属の職員が罹患した場合は、児童・生徒等や県民に感染させるおそれがあることから、別紙（参考）に添付の「新型コロナウイルスを防ぐには」のとおり、感染症の予防に努め、発熱等の風邪の症状がみられるときは、出勤を控え、症状に応じて「帰国者・接触者相談センター」等の窓口へ相談するよう、職員への指導を徹底する。

- ※ 県立学校の職員が罹患した場合は、児童・生徒等が罹患した場合と同様の対応（令和2年2月26日付け保体第3225号通知参照）を行う。

* 文部科学省や厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、次のとおり留意する。

- ・手洗い、うがい、マスクを着用、咳やくしゃみをする際にティッシュ、ハンカチで口や鼻をおさえる等の咳エチケットを徹底する。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して症状を記録し、休暇を取得するなど外出を控える。
- ・インフルエンザ等の他の感染症の心配が強いときには、通常と同様に、かかりつけ医等に相談する。
- ・次のような症状があるなど、職員に罹患の疑いがある場合は、神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル又は市町村が設置している相談窓口に速やかに相談するよう、職員に指導すること。

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	咳やくしゃみなどの風邪の症状が4日以上続く場合 * 糖尿病等の基礎疾患がある方、妊婦は2日程度続く場合
	37.5度以上の発熱が4日以上続く場合 * 糖尿病等の基礎疾患がある方、妊婦は2日程度続く場合 (解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む)

- ・ 医療機関を受診する際は、相談センターに相談した上で、勧められた医療機関を受診する。感染を広げないためにも複数の医療機関の受診は控える。

令和2年2月18日

各局危機管理官 様

くらし安全防災局長（統括危機管理官）
総務局長（総務局危機管理官）
健康医療局長（健康医療局危機管理官）

新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（通知）

新型コロナウイルスの国内感染について、感染経路が判明しない事例が発生しており、2月16日の政府専門家会議において、国内発生早期の段階にあると判断され、同会議の座長より、在宅勤務や時差出勤の推奨のほか、不要不急の外出を避けてもらいたいとのコメントが出されています。

そうした中、2月23日の天皇誕生日の一般参賀中止、2月27日に横浜市で開催を予定していた国内最大のカメラ展示会「CP+（シーピープラス）」の開催中止、3月1日開催の東京マラソンの規模縮小、KDDI、NTTグループ、住友化学、三菱UFJ銀行、パソナグループの従業員に対するテレワークや時差出勤の推奨、不要不急の会議の自粛など、人込みを避ける行動の推奨が報道されています。

さらに、2月17日には厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」の各都道府県等あて通知が出されています。

こうした状況を考慮し、本県の業務においては、別紙の方針に基づく取組を推奨し、新型コロナウイルスの県内感染のまん延防止を図ってまいりますので、所管業務の実施に当たり、適切な対応をお願いします。

問い合わせ先

イベント等の自粛に関すること
くらし安全防災局総務危機管理室
和田（内線 3412）

職員の勤務等に関すること
総務局組織人材部人事課
岡田（内線 2151）

新型コロナウイルスに関すること
健康医療局総務室
下山田（内線 4611）

新型コロナウイルス県内感染のまん延防止に係る県の取組方針

新型インフルエンザのまん延防止に係るガイドラインにおいては、国又は都道府県が「緊急事態宣言」を出した場合にはじめて不要不急の外出や施設利用の自粛を要請することとなっているが、現在はその段階には至っていない。

しかしながら、全国各地で、新型コロナウイルスへの感染が拡大し、国の専門家会議が、不要不急の外出や集まりを自粛するよう呼びかけている状況の中、県として、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、まん延防止に向けて次の方針で取り組む。

1 県主催の会議、研修、イベント、訓練

多数の参加が見込まれ、人が密集した状態で長時間を過ごす場合には、感染の拡大につながる可能性がある。

不要不急のイベント等については、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討する。

試験や講習会など、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応することとし、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させたうえで実施する。

(中止、実施方法を変更する例)

会議 → 電子会議への切替え又はメールによる資料送信・情報共有
文化・スポーツ・啓発イベント、訓練 → 規模の縮小、時間の短縮、
中止、延期

※ 共催事業の場合は、共催団体と丁寧に調整のうえ、県主催に準じて対応。
共催団体との調整で実施する場合は、上記の感染防止を徹底する。

2 県職員の勤務等

(1) 出勤

業務に支障がない範囲で、以下の制度の利用を柔軟に検討する。

- ・拡大時差出勤
- ・テレワーク（在宅勤務・サテライトオフィス）

※ 厚生労働省の相談・受診の目安に基づき発熱等の風邪症状が見られるなど出勤を控えるべき職員や、濃厚接触者又はそれが疑われる職員等で業務の遂行に支障がないと認められる場合であって、所属長が指定する

職員については、在宅勤務実施要領（第3次トライアル）第4条に定める登録手続及び第8条第2項に定める実施回数に関わらず、テレワーク（在宅勤務）を利用することができることとする。

(2) 適切な相談・受診

厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、次のとおり留意する。

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、休暇を取得するなど外出を控える。
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合などは、「帰国者・接触者相談センター（以下「相談センター）」に相談する。
- ・糖尿病等の基礎疾患がある方や透析を受けているなど重症化しやすい方、妊婦の方などは、発熱等が2日程度続く場合に相談センターに相談する。
- ・相談センターから受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関の受診を控える。
- ・医療機関を受診する際はマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底する。

※ 詳細は、別添厚生労働省パンフレット参照

事務連絡
令和2年2月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）において、感染症指定医療機関に帰国者・接触者外来を設置すること及び各保健所等に帰国者・接触者相談センターを設置することにつきお願いさせていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を別紙のとおりとりまとめました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、重症化するリスクのある方を含め、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防に関して、住民の方々へ注意喚起いただく際にご活用いただけるよう、参考までにリーフレットも改めて送付させていただきます。

<参考>

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）
- リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：nCOV-2019@mhlw.go.jp（※切：2／5（水））

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。^{せき}感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>